資料３

関下複合商業施設の届出概要について

（法第６条第２項　変更）

１　届　出　者　　株式会社マースコーポレーション

２　届出年月日　　令和８年５月１９日

３　店舗の名称　　関下複合商業施設

４　店舗設置者　　株式会社マースコーポレーション　代表取締役　江藤　征弘

東京都府中市栄町三丁目１番地の１

５　店舗所在地　　名取市杜せきのした五丁目２０番地３５　外

６　変更しようとする事項

（１）　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①　駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

施設名	位置	収容台数
第１駐車場	添付図４のとおり	９４台
第２駐車場	添付図４のとおり	１１１台
第３駐車場	添付図５のとおり	２１６台
第４駐車場	添付図５のとおり	１９５台
合計		６１６台

（変更後）

施設名	位置	収容台数
駐車場１	添付図６	１１２台
駐車場２	添付図６	１０７台
駐車場３	添付図７	２１６台
駐車場４	添付図７	８４台
合計		５１９台

（２） 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者	開店時間	閉店時間
A棟	午前１０時	午後８時
B棟	午前６時３０分	午後１１時

（変更後）

小売業者	開店時間	閉店時間
A棟内の全ての小売業者	午前７時	午後９時
B棟内の全ての小売業者	午前６時３０分	午後１１時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

施設名	駐車場可能時間帯
第１駐車場	午前６時から午前０時
その他の駐車場	午前９時から午後９時

（変更後）

施設名	駐車場可能時間帯
駐車場１～２	午前６時から午前０時
駐車場３～４	午前６時から午後１０時

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）

施設名	駐車可能時間帯
全ての荷さばき施設	午前６時から午後９時３０分

（変更後）

施設名	駐車可能時間帯
全ての荷さばき施設	午前６時から午後１０時

7　大規模小売店舗を変更する日

（1）令和９年１月２０日

（2）令和８年５月２０日

8　事務手続き等

・公　告　年　月　日　令和８年６月１２日

・縦　覧　期　間　公告の日から令和８年１０月１２日まで（公告の日から４か月間）

・地　元　説　明　会　令和８年６月１１日

・大規模小売店舗立地専門委員会　令和８年９月１日

・市町村等からの意見書提出期限　令和８年１０月１２日（公告の日から４か月以内）

・県の意見の通知期限　令和９年１月１９日（届出の日から８か月以内）

大規模小売店舗立地法に基づく届出のポイント

資料３－１

届出者	株式会社マースコーポレーション
店舗名称	関下複合商業施設
所在地	東京都府中市堺町三丁目１番地の１

ポイント

項目	資料掲載ページ	規制超過箇所等	特記事項
位置・配置関係	（変更計画概要書） ・広域図：23 ・周辺図：24 ・配置図：26～29	－	なし
交通関係	（変更計画概要書） ・来退店経路図および解析結果：変更ないため省略	無	なし
騒音関係	（添付資料　騒音予測結果） ・予測点位置図：届出34～35 ・予測結果：届出37～P40	有	昼間の等価騒音レベル ・A2地点において基準値を超過。 ・住居立地地点において基準値を下回る。 夜間の等価騒音レベル ・B2地点において基準値を超過。 ・住居立地地点において基準値を下回る。 夜間の騒音レベル最大値 ・複数地点で基準値を超過。 ・住居立地地点において基準値を下回る。
その他	なし		